

(単位：人、百万円)

REM 1：当該事業年度に割り当てられた報酬等		イ	ロ
項番		対象役員	対象従業者等
1	固定報酬	対象役員及び対象従業者等の数	
2		固定報酬の総額 (3 + 5 + 7)	
3		うち、現金報酬額	
4		3のうち、繰延額	
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	
6		5のうち、繰延額	
7		うち、その他報酬額	
8		7のうち、繰延額	
9	変動報酬	対象役員及び対象従業者等の数	
10		変動報酬の総額 (11 + 13 + 15)	
11		うち、現金報酬額	
12		11のうち、繰延額	
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	
14		13のうち、繰延額	
15		うち、その他報酬額	
16		15のうち、繰延額	
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業者等の数	
18		退職慰労金の総額	
19		うち、繰延額	
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業者等の数	
21		その他の報酬の総額	
22		うち、繰延額	
23	報酬等の総額(2 + 10 + 18 + 21)		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運

営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件(以下「報酬告示」という。)において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番7 「固定報酬の総額 うち、その他報酬額」の項、項番 15 「変動報酬の総額 うち、その他報酬額」の項及び項番 21 「その他の報酬の総額」の項については、必要に応じて説明を付すこと。
- b この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：人、百万円)

REM 2 : 特別報酬等						
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員						
対象従業者等						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、報酬告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄及びロ欄には、当該事業年度にボーナス保証を割り当てられた対象役員及び対象従業者等の人数及びその総額を記載すること。
- b ハ欄及びニ欄には、当該事業年度に採用した対象役員及び対象従業者等に割り当てられた採用時一時金の対象人数及び総額を記載すること。
- c ホ欄及びヘ欄には、当該事業年度に退職した対象役員及び対象従業者等に割り当てられた割増退職金の対象人数及び総額を記載すること。
- d この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

REM 3 : 繰延報酬等					
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
	繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動しない調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動した調整を受けた変動額	当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額
対象役員	現金報酬額				
	株式報酬額又は株式連動型報酬額				
	その他の報酬額				
対象従業者等	現金報酬額				
	株式報酬額又は株式連動型報酬額				
	その他の報酬額				
総額					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、報酬告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄及びロ欄には、過年度からの累積額を記載すること。
- b ハ欄及びニ欄には、権利確定後又は支払後の報酬等に対する変動額も含めて記載すること。
- c ニ欄には、割り当てられた報酬等の額自体の変動のほか、原則として、株価等の指標の変動に伴う割り当てられた報酬等の時価変動の影響を含めて記載することとし、当該方法によらない場合には、採用した記載方法を注記すること。
- d この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。